

事業名	港湾環境整備事業		
事業内容 (目的・概要)	臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図るため、港湾における緑地、海浜等を整備するもの。		
事業主体	県、(港湾管理者)		
採択要件	港湾法第2条第5項第9の3号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を行う事業。ただし、レクリエーションに関する施設の整備事業を除く。		
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	地元市町村負担率 1 県が事業者の場合 (一般・離島) 上物 1/4 用地 1/4 2 市町村が事業者の場合 (一般・離島) 上物 1/2 用地 2/3		
制度創設年度	昭和48年度		
関係省庁名	国土交通省		
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島港 (宇品地区) シンボル緑地 (五日市地区) 修景緑地 (廿日市地区) 修景緑地 (観音地区) 修景緑地 ・ 尾道糸崎港 (尾道地区) 修景緑地 (松浜地区) 修景緑地 ・ 福山港 (内港地区) 修景緑地、避難緑地 ・ 横田港 (坊地地区) 修景緑地 ・ 中田港 (中町地区) 修景緑地 ・ 小用港 (本小用地区) 避難緑地 ・ 蒲刈港 (丸谷地区) 修景緑地 ・ 大竹港 (東栄地区) 避難緑地 		
問合せ先	土木建築局港湾漁港整備課		
	Tel	082-228-0976	e-mail dokougyosei@pref.hiroshima.lg.jp